

2007年12月25日

「中小企業等 CO2 排出量削減制度」（いわゆる「国内 CDM 制度」）に関する  
論点整理及びモデル事業の評価等（案）に対する意見

1. 意見提出者 連絡先

- ・団体名：特定非営利活動法人気候ネットワーク（※本件は団体としての意見です）
- ・所属：同上（担当者・畑直之）
- ・氏名：気候ネットワーク（担当者・畑直之）
- ・団体所在地：〒604-8124 京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305 号
- ・電話番号：075-254-1011
- ・メールアドレス：tokyo@kiconet.org

2. 提出意見内容

<意見 1>

該当箇所：全般、主に第1章 はじめに

意見内容：そもそもこの制度は、中小企業における CO2 排出削減プロジェクトを促すことを主目的するものなのか、大企業の自主行動計画の目標達成に活用できるクレジットを創出することを主目的するものなのか、明らかにすべきである。本来前者のはずだが、後者になってしまっているのではないか。

<意見 2>

該当箇所：全般、特に 2.5 「国内クレジット」の移転、「自主行動計画」等における評価など（1）「国内クレジット」の「自主行動計画」上の取扱い（P.10）など

意見内容：この制度が、自主行動計画範囲外の中小企業での削減事業から生じたクレジットを自主行動計画参加の大企業の目標達成に充当する仕組みである以上、「選択肢を増やす」と表現されているが、要は実質的に本来大企業が自らの事業で達成すべき目標を緩めるものと言え、問題である。

<意見 3>

該当箇所：全般、主に第1章 はじめに、及び、第2章 制度的課題の論点整理 2.1 本制度の基本的性格・特徴（制度設計の基本的考え方）、など

意見内容：中小企業の削減を大いに進めるためには、対象事業の追加性の審査要件を厳格にするのは適切ではない。その場合には、仮にクレジットが出るとすれば甘いものにならざるをえないので、それを自主行動計画参加の大企業が自己の削減に使うことは許されない。クレジットを自主行動計画参加の大企業の削減と等価交換することを許すのであれば、対象事業の要件は相当厳格にしなければならない。しかし、それでは中小事業者の削減は進まないであろう。

<意見 4>

該当箇所：主に P.13 の①投資障壁：投資回収年数、など

意見内容：投資回収年について、「論点整理及びモデル事業の評価等（案）」の P.13 では「一般に中小事業者が設備投資において許容し得る投資回収年である2年を上回ることが実証できる」と記されている。また「京都議定書目標達成計画の改訂に向けた追加対策等の検討状況」という経済産業省の別の資料で

は、中小企業の排出削減対策の推進（国内 CDM 制度）について、「投資回収年数が 3 年未満ならば、省エネ設備導入は自主的に行われるものとする」との記述がある。2～3 年という投資回収年数が省エネ投資がなされるか否かの分岐点であれば、中小企業に対しては、補助事業プラスきめ細かな省エネ診断などの施策が妥当ではないか。

<意見 5>

該当箇所：全般、主に第 1 章 はじめに

意見内容：中小企業が自らの省エネ達成度を自ら判断するために、同業種の大規模事業所のエネルギー原単位（トップランナー工場の値や、工場ごとの分布）などが大いに参考になると考える。このデータは経済産業省が省エネ法の工場・事業場の定期報告制度に基づいて保有しており、公表されれば中小企業の対策を進める際にも大いに役立つであろう。中小企業の削減を進めるためにも、このようなデータを公表すべきであり、地球温暖化対策推進法に公表制度として盛り込むべきである。

以上